

一般廃棄物処理業許可についてのQ & A

Q 1 . 現に許可を得ている事業者は、今回、要綱の制定により改めて許可の取得や更新は必要ですか？

A 1 . 平成23年3月1日以前に許可を得ている場合、その許可期間内は有効ですので、今回の制定による新たな許可の取得や、更新の必要はありません。

Q 2 . 収集運搬車両にマグネットシート製（磁石式）を使用し、事業者名を標記していますが、これからも使用できますか？

A 2 . 今後、申請する車両はマグネットシート製の標記は認められません。事業者名が車体側面の両側に標記された車両に限ります。
現に許可を得ている事業者は次回の更新までに、改めてください。

Q 3 . 収集運搬許可更新の申請手続きを行う際に、提出する書類に追加や変更はありますか？

A 3 . 許可申請書を除いた、全ての添付書類様式が変更になっています。また、新たに追加になった添付書類も多数ありますので、「一般廃棄物の収集運搬業及び処分の許可に係る申請の手引き」の「添付書類一覧」にてご確認下さい。
尚、添付書類についてはむつ市ホームページからダウンロードできます。

Q 4 . 車両や従業員に増減があった場合、変更届はいつ行えば良いですか？

A 4 . 変更の日から10日以内に届け出るように、法律で定められています。
怠れば行政処分の対象になりますので、気をつけて下さい。

変更の届け出が必要な事項について

「むつ市一般廃棄物取扱要綱」第11条第1項及び「一般廃棄物の収集運搬業及び処理業の許可に係る申請の手引き」8ページの具体例を参照下さい。